

市内の確定申告記載会場が変わります

☎ 税務課市民税係 ☎ 44-3109

市内の申告記載会場が3会場になります

市内の申告記載会場が、市役所3階301会議室、浅羽会館、月見の里学遊館の3会場となります。申告記載会場一覧をご覧ください、お間違えのないようお越しください。

確定申告期間 2月18日(月)～3月17日(月)(土・日曜日は除く)

受付時間 午前の部...午前9時～11時

午後の部...午後1時～3時30分

会場が混雑した場合、入場制限をする場合がありますので、ご了承ください。

受付番号札は配布しません。

申告書等は自分で作成していただきます。市職員は、申告書等の作成・記入に関するアドバイスを行います。

< 市内申告記載会場一覧 >

日	会場
2月18日(月)～ 2月29日(金) (土・日曜日は除く)	市役所3階301会議室 浅羽会館2階2号会議室
3月3日(月) 4日(火) 5日(水)	市役所3階301会議室 月見の里学遊館1階
3月6日(木)～ 3月17日(月) (土・日曜日は除く)	市役所3階301会議室 浅羽会館2階2号会議室

磐田税務署申告書等記載会場もご利用ください

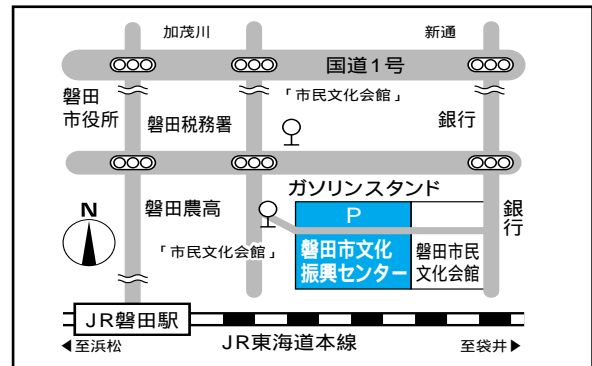
磐田税務署申告書等記載会場「磐田市文化振興センター」(右地図参照)では、市内申告記載会場と同様に税務署職員が申告書の作成、記入に関するアドバイスを行います。アドバイスに従い、自分で申告書などを作成してください。

< 磐田税務署確定申告書等記載会場 >

日 2月18日(月)～3月17日(月)(土・日曜日は除く)

受付時間 午前9時～午後5時

医療費控除などの還付申告については、当会場にて2月12日(火)からアドバイスをしています。混み合う前に申告を済ませましょう。



国税電子申告・納税システム「e-Tax」(イータックス)を利用しましょう

e-Taxは、自宅からインターネットを利用して、国税に関する申告・申請・届出ができるシステムです。所得税の確定申告が、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)「確定申告書等作成コーナー」から直接電子申告できます。

< e-Taxのメリット >

最高5,000円の所得税の税額控除を受けることができます(平成19年分または、平成20年分のいずれか1回)。

e-Taxを利用するためには、電子証明書(住民基本台帳カードなど)ICカードリーダーが必要ですが、住民基本台帳カードの電子証明書取得については、市役所1階市民課市民サービス係(☎44-3112)または、支所1階市民サービス課市民サービス係(☎23-9212)へお問い合わせください。

ICカードリーダーは、家電量販店などでご購入ください。

添付書類が提出不要です

医療費の領収書や源泉徴収票などは、記載内容を入力すれば提出は不要です。ただし、確定申告期限から3年間は、添付書類の提出または、提示を求められることがありますので大切に保管してください。

詳しくは、e-Taxホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)をご覧ください。